

## **【事案 I - 4】 契約無効・掛金返還請求**

・平成 30 年 10 月 31 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

平成 24 年に火災共済が満期を迎えるとして被申立人担当者が自宅訪問し、申立人が留守中に申立人の父親（当時 84 歳）に継続書類、意向確認書等へ申立人の署名捺印をさせるなどして契約したものであり、被申立人が契約無効および掛金返還に応じないことを不服として、裁定の申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

#### 1. 申立ての趣旨

本件共済契約は、申立人が留守中に、申立人父親が、被申立人担当者との間で締結されたものであり、契約は無効である、との判断を求める。

また、被申立人らは、何をもって追認と主張するのか不明であり、被申立人らの追認の主張は争う。

#### 2. 申立ての理由

申立人の留守中に被申立人担当者が訪問し、詳しい説明もないまま同居する父親（当時 84 歳）に申立人の継続書類等に申立人名を署名・押印させ、敷地見取図等はその担当者が粗雑に記載している。その内容は杜撰で、建物の構造箇所・特記事項等は事実と異なる部分が多々あった。平成 28 年に被申立人からそれらの不備を指摘され補正するまで放置されていた。

申出人は、平成 29 年に、被申立人に対し、担当者の対応について訴えたが、被申立人からの回答は被申立人担当者の責任には触れず、担当者への調査などもされず、契約は「追認している」と言うだけで、何をもって追認か、との質問には回答がない。

### **<共済団体の主張>**

#### 1. 申立て内容に対する答弁

申立人の請求は認められない、との判断を求める。

#### 2. 申立ての理由に対する反論

本件共済契約申込書は、申立人父親が記入しているが、申立人が同意した上で、申立人父親が代筆したものであり、本件共済契約は有効であり、違法勧誘、不正契約などには当たらない。申立人は、契約締結時、締結現場において、作業をしながら席を外すことはあったが、申立人父親と被申立人担当者との話に入っていた。

仮に、本件共済契約が無効であったとしても、申立人が本件共済契約の掛金を負担していたこと、申立人が共済金の支払請求をし、申立人に対し共済金が支払われていること、平成 28 年に申立人の補正告知がされていることに照らすと、申立人による追認があったというべきであり、本件共済契約は有効である。

## ＜裁定の概要＞

「申立人の請求は認められないものと判断する」と裁定し、裁定手続を終了した。

### 1. 本件共済契約の有効性について

申立人が、申立人父に、申立人の名前を署名して本件共済契約を締結する権限を与えていたか否かが問題となるが、この点につき、本件共済契約は、本件旧契約（共済契約者：申立人父）の満期に伴い、旧契約の満期共済金の一部を本件共済契約の共済掛金に充当して契約されたものである。そして、申立人の陳述書によれば、「本件旧契約は、先々代（契約者 申立人祖父）よりの契約を引き継いだものである。（中略）平成 24 年時の更新時に申立人名義にすることなど家族間で承知していたことである。」旨陳述している。かかる陳述は、旧契約の共済契約者である申立人父が当時 84 歳であったこと、共済の対象建物の名義は平成 9 年から申立人名義であったこと、本件共済契約を締結することは申立人にとって不利益ではないことに照らすと、申立人の上記陳述書に記載したとおりの事実が存在したとみるのが相当である。

したがって、申立人は、申立人父に対し、本件共済契約を締結する権限および本件契約書に申立人名義で署名する権限をそれぞれ与えており、本件共済契約は有効に成立したというべきである。

### 2. 追認について

本件共済契約が有効に成立した以上、その余の判断をする必要はないのであるが、被申立人らが追認の主張をしているので、その点について付言しておく。申立人父に申立人の名前で契約する権限がなかったとすると、申立人父の行為は無権代理行為ということになる。無権代理行為は民法 116 条の規定に従い、追認により別段の意思表示がないときは、契約の時にさかのぼってその効力を生ずるとされている。そして、民法 125 条は履行の請求、全部又は一部の履行が法定追認の類型としているところ、申立人は、本件共済契約の共済契約者（被共済者）として共済金の支払を受けたり、契約の変更手続をとっており、かかる行為は追認行為とみられても仕方のない行為というべきである。

したがって、仮に、本件共済契約が申立人父の無権代理行為で行われたとしても、追認が成立しているというべきである。